

○筑波大学出版会規則

〔平成19年6月21日〕
法人規則第38号
改正 平成20年法人規則第21号
平成22年法人規則第35号
平成28年法人規則第29号

筑波大学出版会規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学に設置する筑波大学出版会（以下「出版会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(出版会の目的)

第2条 出版会は、先端的、独創的な研究の成果を発信するとともに筑波大学の多様な知をわかりやすい形で社会に普及することにより、筑波大学の研究とその成果の発表を助成し、もって、わが国の学術文化の振興に寄与することを目的とする。

(出版会の事業)

第3条 出版会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研究の成果としての学術書の刊行
- (2) 効果的な教育の実施に資するための教科書の刊行
- (3) 研究成果の普及のための学術的啓蒙書及び一般教養書の刊行
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会長)

第4条 出版会に会長を置き、学長をもって充てる。

(運営管理)

第5条 出版会の運営管理は、学長が指名する副学長（以下「担当副学長」という。）が行う。

(運営委員会)

第6条 出版会の円滑な運営を図るため、筑波大学出版会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 出版会の出版方針、出版計画（中期・年度）の策定に関すること。
- (2) 出版会の財務に関すること。
- (3) 出版会の業務委託に関すること。
- (4) 出版会の広報に関すること。
- (5) その他出版会の運営に関すること。

(組織)

第7条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 担当副学長
- (2) その他担当副学長が指名する者 若干人

(委員の任期)

第8条 前条第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第9条 運営委員会に委員長を置き、第7条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を主宰する。
- 3 運営委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営委員会の議事)

第10条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第11条 運営委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(編集長等)

第12条 運営委員会に、出版に係る企画、出版物の選定等実務を統括させるため、編集長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

- 2 運営委員会に、前項の業務を処理させるため、編集員を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(事務)

第13条 出版会の事務は、学術情報部情報企画課において処理する。

(その他)

第14条 この法人規則に定めるもののほか、出版会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平20. 3. 27法人規則21号)

この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平 2 2 . 5 . 1 2 法人規則 3 5 号）

この法人規則は、平成 2 2 年 5 月 1 2 日から施行し、改正後の筑波大学出版会規則の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 2 8 . 3 . 2 4 法人規則 2 9 号）

この法人規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。